

令和2年国勢調査
－ 従業地・通学地集計 －

三条市
結果の概要

本書は、総務省統計局が公表した「令和2年国勢調査結果」をもとに、三条市の情報を加工して作成したものです。

<従業地・通学地による人口・就業状態等集計>（令和4年7月22日総務省統計局公表）

従業地・通学地による人口・就業状態等集計は、全ての調査票を用いて、従業地・通学地による人口の構成や現在住んでいる市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などを集計した確定値のことです。

この結果によって、昼間人口や昼夜間人口比率などを把握することができます。

※ 詳細な結果は、ホームページでご覧いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>

目 次

結果の概要

三条市の状況	1
--------------	---

統計表

第1表

居住地による従業・通学市町村別 15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数.....	2
---	---

第2表

従業地・通学地による常住市町村別 15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数...	3
--	---

参考資料

令和2年国勢調査の概要	4
-------------------	---

用語の解説	7
-------------	---

<記号及び注意>

- (1) 単位未満の数値を四捨五入したため、内訳と総数が一致しないものもある。
- (2) 統計表中の符号の用法は、次のとおりである。
— … 該当数値なし

結果の概要

三条市の状況

< 常住地又は従業地・通学地による男女別人口 >

区分	総数	男	女
常住地による人口（夜間人口）	94,642	45,815	48,827
就業も通学もしていない	31,825	12,144	19,681
三条市内で従業・通学	43,805	22,579	21,226
うち自宅で従業	6,058	3,502	2,556
うち自宅以外で従業・通学	37,747	19,077	18,670
他市区町村で従業・通学	14,605	8,799	5,806
うち他県で従業・通学	161	118	43
従業地・通学地不詳	4,407	2,293	2,114
従業地・通学地による人口（昼間人口）	98,577	48,291	50,286
うち県内他市区町村に常住	18,178	11,035	7,143
うち他県に常住	98	83	15
昼間人口比率	104.2%	105.4%	103%

統計表

第1表 常住地による従業・通学市町村別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数

単位：人

常住地による従業・通学市町村	15歳以上就業者及び15歳以上通学者			15歳未満 通学者を 含む通学者
	総数	就業者	通学者	
当地に常住する就業者・通学者(注1)	53,277	49,378	3,899	10,300
自市町村で従業・通学	37,843	36,147	1,696	7,658
自宅	6,058	6,058	-	-
自宅外	31,785	30,089	1,696	7,658
他市町村で従業・通学(注2)	14,509	12,377	2,132	2,228
県内	14,085	12,101	1,984	2,079
新潟市	3,547	2,676	871	886
長岡市	2,762	2,383	379	407
柏崎市	98	65	33	33
新潟市	35	23	12	12
小千谷市	34	34	-	-
加茂市	1,422	934	488	491
十日町市	8	8	-	-
見附市	1,555	1,460	95	98
村上市	11	11	-	-
燕市	4,079	3,999	80	126
糸魚川市	1	1	-	-
妙高市	5	5	-	-
五泉市	65	65	-	-
上越市	38	36	2	2
阿賀野市	18	18	-	-
佐渡市	5	5	-	-
魚沼市	12	9	3	3
南魚沼市	37	22	15	15
胎内市	8	3	5	5
聖籠町	6	6	-	-
弥彦村	110	110	-	-
田上町	195	194	1	1
阿賀町	4	4	-	-
出雲崎町	15	15	-	-
湯沢町	8	8	-	-
津南町	1	1	-	-
刈羽村	6	6	-	-
関川村	-	-	-	-
粟島浦村	-	-	-	-
他県	161	93	68	68

(注1) 従業地・通学地「不詳」を含む。

(注2) 従業・通学市区町村「不詳・外国」を含む。

統計表

第2表 従業地・通学地による常住市町村別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数

単位：人

従業地・通学地による常住市町村	15歳以上就業者及び15歳以上通学者			15歳未満 通学者を 含む通学者
	総数	就業者	通学者	
当地で従業・通学する者(注1)	57,253	54,148	3,105	9,465
自市町村に常住	37,843	36,147	1,696	7,658
自宅	6,058	6,058	-	-
自宅外	31,785	30,089	1,696	7,658
他市町村に常住	18,222	16,964	1,258	1,312
県内	18,125	16,868	1,257	1,310
新潟市	4,037	3,904	133	133
長岡市	2,015	1,860	155	158
柏崎市	30	28	2	2
新発田市	33	31	2	2
小千谷市	25	22	3	3
加茂市	3,002	2,822	180	198
十日町市	7	7	-	-
見附市	2,057	1,836	221	223
村上市	16	16	-	-
燕市	5,294	4,838	456	478
糸魚川市	2	1	1	1
妙高市	3	3	-	-
五泉市	251	245	6	7
上越市	16	13	3	3
阿賀野市	35	35	-	-
佐渡市	3	3	-	-
魚沼市	11	11	-	-
南魚沼市	9	9	-	-
胎内市	3	2	1	1
聖籠町	3	3	-	-
弥彦村	262	222	40	43
田上町	987	933	54	58
阿賀町	4	4	-	-
出雲崎町	15	15	-	-
湯沢町	1	1	-	-
津南町	-	-	-	-
刈羽村	4	4	-	-
関川村	-	-	-	-
粟島浦村	-	-	-	-
他県	97	96	1	2

(注1) 従業地・通学地「不詳」及び従業・通学市区町村「不詳・外国」を含む。

令和2年国勢調査の概要

1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、令和2年国勢調査はその21回目に当たり、実施100年の節目となる調査である。

2 調査の時期

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

3 調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

4 調査の地域

令和2年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

5 調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれに述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

- (2) 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3月以上入院している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶。
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

なお、本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6 調査事項

令和2年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を15項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、計19項目について調査した。

7 調査の方法

令和2年国勢調査は、「総務省（統計局）—都道府県—市区町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯」の流れにより行った。

令和2年9月14日から国勢調査員が世帯を訪問し、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布する方法により実施した。

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出の三つの方法があり、インターネット回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して行えることとした。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目をその近隣の者に質問することにより調査した。

8 集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、『令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/pdf/kouhyou.pdf>

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住者とは調査時（令和2年10月1日）に調査の地域に常住している者

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、次のとおり区分している。なお、外勤の職員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

区分	内容
自市区町村	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村と同一の市区町村の者
自宅	従業地が自宅の者
自宅外	従業地・通学地が「自宅」以外の者
他市区町村	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外の者
県内他市町村	従業地・通学地が同じ都道府県内の他市町村の者
他県	従業地・通学地が他の都道府県の者
従業・通学市区町村不詳・外国	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外であるが、市区町村名が不詳の者又は外国の者
従業地・通学地「不詳」	従業地・通学地が不詳の者

夜間人口（常住地による人口）

調査時（令和2年10月1日）に調査の地域に常住している者をいう。

昼間人口（従業地・通学地による人口）

当該集計の結果を用いて、次の式により算出された者をいう。

なお、夜間勤務及び夜間通学の者も昼間人口に含まれているが、買い物客や観光客などは含まれていない。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口^{注1)}＋A市への流入人口^{注2)}

注1) A市からA市以外への通勤・通学者数

注2) A市以外からA市への通勤・通学者数

昼夜間人口比率

次の式により算出され、100 を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100 を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

[例：A市の昼夜間人口比率の算出方法]

$$\text{A市の昼夜間人口比率} = (\text{A市の昼間人口} / \text{A市の夜間人口}) \times 100$$

その他の用語

その他の用語は、『令和2年国勢調査 調査結果の利用案内 ユーザーズガイド』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/sankou.html>

令和2年国勢調査
— 就業地・通学地集計結果 —
三 条 市 結 果 の 概 要
発 行 三 条 市
発行年月 令 和 5 年 1 月
編 集 三 条 市 総 務 部
財 務 課 統 計 ・ 契 約 係
